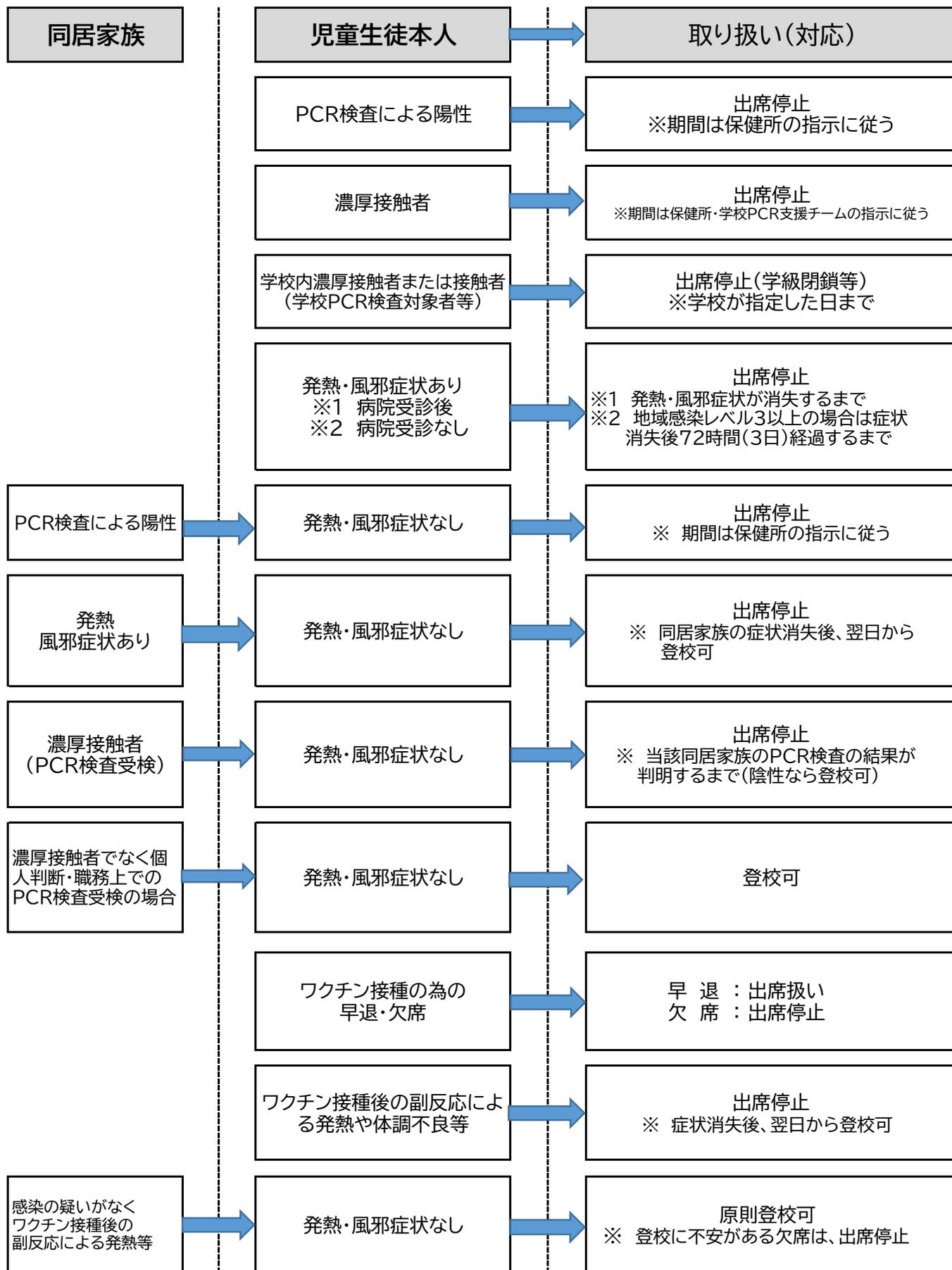


新型コロナウイルス感染症関連で欠席した場合の取り扱いについて

令和3年9月9日 西原町教育委員会(第1版)

新型コロナ感染症関連で学校を欠席した場合の取り扱いを以下のとおりとします。ご家庭において判断が困難な場合は、各学校にご相談ください。



※児童生徒・同居家族がワクチン接種後、副反応が改善されない場合は、病院受診をお願いします。

※基礎疾患やその他事由によって登校に不安がある場合は、各学校にご相談ください。

◎新型コロナウイルス感染症に係る地域の感染レベル別の感染症対策 【町のレベル3-②】

県警戒レベル	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
県立学校の対応	感染防止対策を徹底した上で、通常登校			・感染防止対策を徹底した上で、通常登校 ・地域ごとの時差登校、分散登校、臨時休業の計画・実施	
西原町の対応	感染防止対策を徹底した上で、通常登校			・感染防止対策を徹底した上で、通常登校 ・臨時休業の計画・実施	
文部科学省 衛生管理マニュアル 地域の感染レベル	レベル1	レベル2		レベル3	
		①	②	①	② ③
【保健教育】 児童生徒の持参物	清潔なハンカチ、ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布				
手洗い	①登校後、外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食の前後、掃除の後、トイレの後、共有物を触る前後（手指で目、鼻、口をできるだけ触らない）			①+休み時間ごと	
咳エチケット	咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側を使って、口や鼻をおさえる。				
規則正しい生活	「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」				

◎濃厚接触者の定義

陽性者（無症状者を含む）の感染可能期間中*1 に以下の接触をした者

- 陽性者の同居者
- 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策*2 なしで、陽性者と15分以上の接触があった者（接触状況等から総合的に判断）
- 陽性者の唾やくしゃみ、それらが付着した物等に直接接触した可能性が高い者（※直後に手指消毒等をした場合を除く）

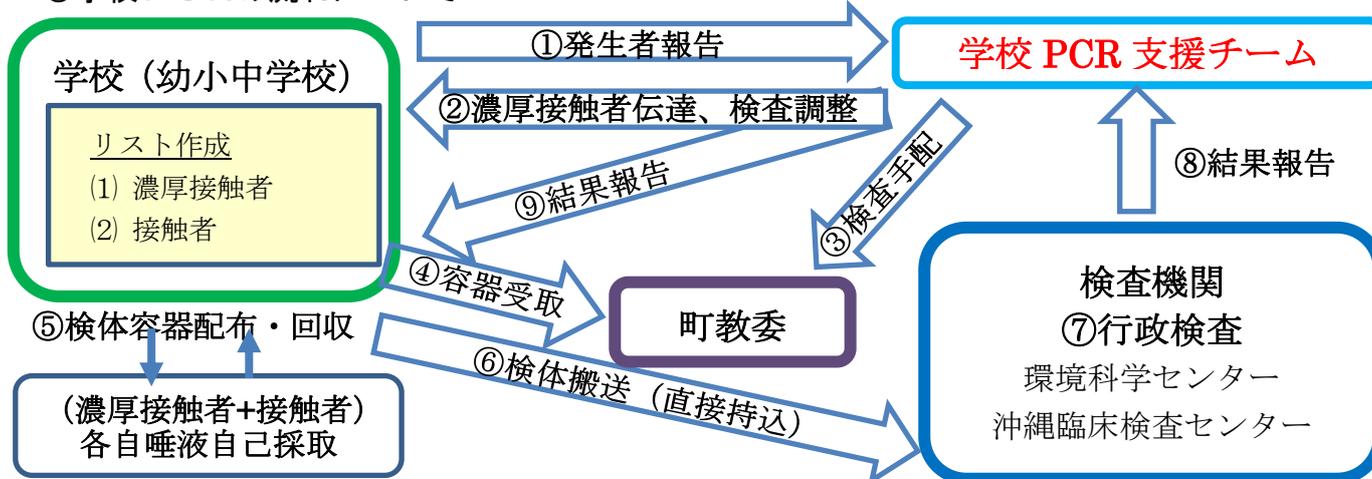
*1「感染可能期間」

－陽性者に症状がある場合：最初に症状が出た日の2日前から入院等の隔離開始まで

－陽性者に症状がない場合：陽性が判明した検査を受けた日の2日前から隔離開始まで

*2「必要な感染予防策」：お互いにマスクを着用している状況（片方のみはNG）。陽性者がマスクをしていない場合、マスクとフェイスシールドを着用していればOK。ただし、換気の悪い狭い空間（窓を閉め切った車内、等）においては、お互いにマスクをしている場合でも濃厚接触者に該当。

◎学校PCRの流れについて



◎学校 PCR 受検の際に、濃厚接触者または接触者と判断するには？

学校での濃厚接触者の判断基準は、濃厚接触者定義を踏まえ、以下の3つ全てにあてはまる者である。

- 1 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）、
- 2 必要な感染予防策（マスクの着用）なし、
- 3 陽性者と15分以上の接触があった者、

※3つのうち1つでもあてはまる者は、接触者として報告し、学校 PCR 検査対象者とする。